

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06-4393-6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	火薬類の譲渡許可証、譲受許可証の再交付
概要	火薬類の譲渡許可証又は譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、その事由を付して交付を受けた市長にその再交付を申請しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第17条第8項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325AC0000000149)
審査基準	申請内容が、許可時において、当局に登録された内容と相違がないと認めた場合に再交付を行います。
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	譲渡許可証又は譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたとき
提出方法	火薬類譲渡（譲受）許可証再交付申請書に審査のため必要となる図書を添えたものを大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	不要
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	